

静岡県立浜松西高等学校 同窓会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県立浜松西高等学校同窓会という。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と向上をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会は、事務局を静岡県立浜松西高等学校内に置く。

第2章 事 業

(事業)

第4条 本会は、目的達成のため次の事業を行う。

1. 会報の発行
2. 同窓会ホームページの開設、運営、管理
3. 会員名簿の発行
4. 「新春の集い」の開催
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会報)

第5条 会報は、原則年1回発行し、必要により臨時に発行することができる。

(会員名簿)

第6条 会員名簿は、原則として5年毎に作成し、実費をもって頒布する。

(委員会)

第7条 本会は、事業を運営するため、会報編集委員会、会員名簿委員会、校史編纂委員会、その他の専門委員会を設けることができる。

第3章 会 員

(会員)

第8条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員
 - (1)静岡県立浜松第二中学校を卒業した者（併設中学校を含む）
 - (2)静岡県立浜松第二高等学校を卒業した者
 - (3)静岡県立浜松西高等学校を卒業した者

- (4)上記(1)～(3)または(3)の併設中等部に在学した者で会長の承認を受けた者
2. 特別会員 母校現職員
 3. 客員 母校の旧職員

第4章 役員

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

1. 名誉会長 1名
2. 会長 1名
3. 副会長 若干名
4. 評議員 年次別・団体別に若干名
5. 幹事 若干名
6. 会計監査 2名
7. 相談役 若干名

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

1. 会長 本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長 会長を補佐し、会務を執行する。会長事故あるときはその職務を代行する。副会長は、同窓会事業、会報広報、学校・行政との連携、会計事務局等を分担して担当する。
3. 評議員 各年次ならびに各団体の代表として、会務の浸透をはかる。
4. 幹事 母校との連絡を担当する。
5. 会計監査 本会の会計を監査する。
6. 相談役 会長の諮問に応じる。

(役員を選出)

第11条 役員を選出方法は、次の通りとする。

1. 名誉会長 母校現校長を推薦する。
2. 会長、副会長および会計監査
総会において正会員の中から選考規定により選出する。
3. 評議員 卒業年次別および団体別に互選し、会長が委嘱する。
4. 幹事 母校に在職する会員の中から会長が委嘱する。
5. 相談役 会長経験者を会長が委嘱する。

(会長、副会長および会計監査の任期)

第12条 会長、副会長及び会計監査の任期は、次の通りとする。

1. 会長、副会長および会計監査の任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠または増員のため選出された役員の仕事は、次の改選期までとする。

第5章 総 会

(招集)

第13条 総会は、年一回6月に開催する。但し、必要により臨時総会を開くことができる。

1. 総会は、会長が招集しその議長となる。

(決議事項)

第14条 総会に提出し承認を得なければならない事項は、次の通りとする。

1. 事業報告および決算
2. 事業計画および予算
3. 会長、副会長および会計監査の選任
4. 会則の変更
5. その他の重要事項

(議決の方法)

第15条 総会の議決は、出席した会員数の過半数による。ただし、可否同数のときは、議長が裁決する。

第6章 役員会 および執行部会

(役員会)

第16条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

役員会は、会務全般について審議する。

(執行部会)

第17条 執行部会の組織、および審議事項は次の通りとする。

1. 執行部会は、会長、副会長、会計監査で組織し、会長が必要に応じて招集する。
2. 執行部会は、総会に対する提出議案および会務を審議する。重要な緊急案件については、総会に代わって議決することができる。

第7章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、入会金、預金の利子、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

(入会金)

第19条 正会員は、入会の際、入会金として20,000円を本会に納入する。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 付 則

(内規)

第21条 会則に規定しない細目については、内規をもって別に定める。

(施行)

第22条 この会則は、平成16年6月19日より施行する。

改定日・改定条項

平成20年 6月14日 (第10条、第12条、第16条、第17条)

令和 3年 6月 5日 (第19条)

令和 7年 6月14日 (第9条、第10条、第11条、第12条、第4条、第17条)

同窓会内規

- 第1条 この内規は、浜松西高等学校同窓会会則第21条により定める。
- 第2条 本会の事務、資産の運用に関する事項は、この内規による。
- 第3条 この内規による事務は、会長の監督のもと、事務局が処理するものとする。
- 第4条 事務局に次の係を置き、下記事務を分担する。
1. 企画・庶務 … 会の事務を企画し、事務処理にあたる。
 2. 会計係 …… 会計事務ならびに資産の管理・運営にあたる。
 3. 名簿係 …… 会員名簿の管理・編集にあたる。
- 第5条 本会に下記帳簿および印鑑を備える。
1. 会長印
 2. 会員名簿
 3. 会計帳簿
 4. 資産台帳
 5. 記録簿
 6. 同窓会報綴
- 第6条 本会の資産は、次の通りとする。
1. 資産台帳記載の財産
 2. 入会金
 3. 預金の利子
 4. 本会が行った事業の収入
 5. 寄付金
 6. その他の収入
- 第7条 特別の事業を行う場合は、事業計画および収支予算に基づき、特別会計を設けることができる。
- 第8条 一般会計または特別会計の収支予算に剰余金のあるときは、その一部もしくは全部を基金に繰り入れ、または翌年度会計に繰り越すものとする。
- 第9条 正会員・特別会員の慶弔などは定めないが、特別の事情のある時は、会長の指示によるものとする。

第10条 浜松西高等学校および同中等部の運動部・文化部および同部所属の部員全国大会以上の大会に出場するときは、下記区分にしたがい激励金を贈ることができる。

1. 1運動部・1文化部 60,000円

1個人 10,000円

2. その他特別の事情のあるときは、会長の指示によるものとする。

第11条 浜松西高等学校および同中等部の生徒が全国レベルで格別に優れた業績、功績を挙げたことに対し、表彰規定により西山賞を授与する。

第12条 この内規は、平成9年6月14日より実施する。

改定日・改定条項

平成20年 6月14日（第3条、第4条、第11条、第12条）

平成22年 6月26日（第9条）

浜松西高等学校同窓会 会長、副会長、会計監査選考規定

- 第1条 この規定は会則第11条に基づき、総会に提案すべき会長、副会長、会計監査の選考に関して定める。
- 第2条 選考委員会は、相談役ならびに正会員の中から会長が委嘱した選考委員で組織する。
- 第3条 選考委員会は、合議により、次期会長、副会長、会計監査を選出する。
- 第4条 選考委員長は、選考委員で互選する。
- 第5条 選考委員長は次期会長、副会長、会計監査候補者の選考結果を総会で報告する。
- 第6条 会長は、選考委員会の設置を役員会で報告し、総会での新会長、副会長、会計監査の承認をもって選考委員会を解散する。

この規定に定めのない事項については、選考委員会で定めるものとする。

この規定は平成20年6月14日から施行する。

改定日・改定条項

令和 7年 6月14日（第1条、第3条、第5条、第6条）